

鳥取県・岡山県共同アンテナショップ「チャレンジ商品」鳥取県商品募集要領

1 目 的

鳥取県・岡山県共同アンテナショップ「とっとり・おかやま新橋館（物販店舗）」（以下「アンテナショップ」という。）において、小規模事業者の商品等をテスト販売する仕組みを整備し、県内事業者の「打って出る」取組を支援する。

2 概 要

(1) 内 容

別紙「鳥取県・岡山県共同アンテナショップ「チャレンジ商品」鳥取県商品認定基準」に適合し、県が認定した商品（以下「チャレンジ商品」という。）をアンテナショップで1ヶ月間（原則）販売する。

【チャレンジ商品に認定されるメリット】

- ・アンテナショップ商品棚で1ヶ月間、テスト販売できる
 - ・商品に対する消費者の感想・意見等のフィードバックを受けられる
 - ・「アンテナショップ催事出展支援金」の増額（7,500円/日の増額）
- ※「アンテナショップ催事出展支援金要領」参照（URL:<http://www.pref.tottori.lg.jp/saijibosyuu/>）

※定番化にあたっては、認定期間終了後、アンテナショップ運営事業者との商談が必要となるため、留意すること。

(2) 対象商品

アンテナショップ（※現運営事業者）での取扱い実績がない商品に限る。

ア 県内で製造・加工された食品、民芸品等（※食品の場合は、適正な食品表示を行っていること。）

イ 県外で製造・加工された食品、民芸品のうち、県内において生産された農林水産物を主たる原材料とする商品

ウ ア及びイに掲げる商品以外で、販路拡大・輸出促進課長が適当と認めるもの

※アンテナショップでは、原則として次に掲げるものはチャレンジ商品の対象としない。

- ① 1商品の大きさが高さ25cm×奥行35cm×幅30cmを超えるもの
- ② 弁当以外の商品で賞味期限が3日間以内のもの
- ③ においがきついと県が判断するもの
- ④ 大きな音がすると県が判断するもの
- ⑤ その他、店舗営業に支障を及ぼす可能性があるものと県が判断するもの

(3) 応募資格

ア 原則、鳥取県内に鳥取県産業振興条例に定める事務所等を有し、且つ、中小企業基本法第2条第5項に規定する「小規模企業者」である生産加工グループ、民芸事業者等

※鳥取県産業振興条例に定める事務所等とは、本店、支店、営業所、事務所その他名称の如何を問わず、事業を行うために必要な施設をいう。

イ 原則として販売期間中にアンテナショッププロモーションゾーン（以下「プロモーションゾーン」という。）での出展ができること

※ただし、プロモーションゾーンでの出展時間は、原則として午前10時から午後6時までとする。

(4) 申請商品数

1事業者が申請できる商品数は、原則1回当たり全3商品とする。なお複数回申請することは妨げない。

※サイズ違い、色違いは1商品扱いとする。

(5) 値入れ率

目安として、食品60～70%、非食品60%（いずれも委託）とする。

（※アンテナショップでの販路拡大（継続取引）を検討する際には、値入れ率60%を想定すること。）

(6) 流れ

① 申請

テスト販売を希望する者は、「商品エントリーシート（様式第1号）」「認定申請書（様式第2号）」及び「FCPシート（添付書類）」により、県に申請する。

なお、FCPシートには必ず商品画像（販売形態のもの）を添付すること。加工食品、弁当については申請に先立ち、食品表示に関する各種法令の適合性について各担当部署に確認すること（別添チラシ参照）。また、申請の前後にプロモーションゾーンの利用申込も併せて行うこと。

② 審査・認定

県は認定基準に基づき、申請のあった商品の審査を行い、基準に適合した商品をチャレンジ商品として認定し、認定を受けた事業者（以下「認定事業者」という）に認定を通知する。

③ アンテナショップ運営事業者との調整

チャレンジ商品に認定された商品の取扱いについて、アンテナショップ運営事業者（以下「運営事業者」という。）と認定事業者が販売時期等の調整を行う。

④ 販売

アンテナショップでチャレンジ商品を原則1ヶ月間販売する。

※販売開始期間は、最終的に運営事業者が決定する1ヶ月間（原則）とする。（販売スペースの都合等により、認定を受けてもすぐに販売とならない場合がある。）

※販路拡大・輸出促進課より要請があれば、可能な範囲でサンプル提供に応じること。

※送料は往復とも認定事業者負担とする。

⑤ 情報のフィードバック

県は購入者から寄せられたチャレンジ商品に対する感想・意見等を取りまとめ、チャレンジ商品の認定事業者にフィードバックする。

3 申込み

(1) 申込みに当たって

本要領及び別紙「鳥取県・岡山県共同アンテナショップ「チャレンジ商品」鳥取県商品認定基準」を熟読の上、(2)の提出書類に必要事項を記入し、電子メール、ファクシミリ又は郵送にて申し込みすること。

※原則、販売を希望する月の前月7日までに申し込むこと。ただし、法令確認等のため、希望する月に販売できない場合がある。

(2) 提出書類

「商品エントリーシート（様式第1号）」「認定申請書（様式第2号）」及び「FCPシート（添付書類）」

※商品エントリーシート及び認定申請書等の様式は、県市場開拓局ホームページの下記アドレスからダウンロードすること。 【URL】<http://www.pref.tottori.lg.jp/challenge/>

【チャレンジ商品に係る申込み・問い合わせ先】

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県市場開拓局販路拡大・輸出促進課

電話：0857-26-7833 ファクシミリ：0857-21-0609

電子メール：hanro-yusyutsu@pref.tottori.lg.jp

4 その他：実施にあたっての留意事項

(1) プロモーションゾーンでの出展について

原則として、販売期間中にプロモーションゾーンに出展すること。申請にあたっては、認定申請書にプロモーションゾーンの利用予定日を記載すること。

【プロモーションゾーンに係る申込み・問い合わせ先】

〒105-0004 東京都港区新橋1-11-7 新橋センタープレイス2階

鳥取県・岡山県共同アンテナショップ運営協議会事務局

電話：03-6274-6134 ファクシミリ：03-6274-6135

電子メール：info@torioka.com

ホームページ：https://www.torioka.com/btob/event_guide/

(2) アンケート回答について

チャレンジ商品の販売期間終了後、県が送付するアンケート用紙に、制度を利用された感想等を記入し、郵送、ファクシミリ、電子メール等で返信すること。